

箕輪町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

策定 令和2年3月

改訂 令和4年4月

1 目標

箕輪町耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、箕輪町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

促進計画に定めた住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化に関する緊急的な取組方針を定めるものである。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、町内全域とする。

4 対象建築物

建築基準法(昭和25年法律第20号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)以前に着工された個人が所有する木造在来工法(以下「木造住宅」という。)の住宅とする。(長屋、共同住宅及び賃貸住宅を除く。)

5 計画期間

促進計画の計画期間と整合させ、令和3年度から令和7年度までとする。

6 取組内容

(1) 木造住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

対象住宅の所有者に対して、住宅耐震化の必要性および耐震化への支援制度等の情報提供を行う。

戸別訪問やダイレクトメール等の送付を行う。

(2) 耐震診断受診者に対する耐震化促進

町が派遣した精密耐震診断の結果、総合評点1.0未満であった者に対して、改修補助制度の説明、改修事業者リストの提供により耐震改修を促す。

耐震診断後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール、電話連絡等により耐震改修を促す。

(3) 改修事業者への技術力向上の支援

県や関係団体等が実施する改修事業者の技術力向上に向けた講習会等の情報提供をする。

県と連携して、改修事業者リストを公表する。

(4) 町民への普及・啓発

町の広報誌等により耐震改修の必要性を周知する。

耐震に関するリーフレットを作成し配布する。

7 取組目標

令和4年度の目標

(1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 6戸

(2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 4戸

令和3年度の目標

(1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 8戸

(2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 7戸

8 実績の公表

毎年度終了後、町のホームページ等で公表する。

9 補助実績

年度	H30	R1	R2	R3
木造住宅耐震診断 (戸)	7	5	8	4
木造住宅耐震改修 (戸)	1	1	2	1